

## 公益財団法人大分県地域保健支援センター 役員及び評議員の報酬等と費用に関する規程

(平成26年6月25日改定)

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県地域保健支援センター（以下、「センター」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等と費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に従って妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、センターに勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員に支給する報酬は月額とし、非常勤の役員等に対しては、理事会又は評議員会等に出席した都度、定額を支払うことができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表第1の「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 別表第1の額は、センターの経営状況に応じて削減することができる。その場合は、理事長が理事会の承認を得て額を定めることとする。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬は、別表第2の「非常勤役員等の報酬」に定める定額とする。

### (報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額の全額を毎月末日までに、センター職員の規程の定めるところに準じて支給する。

2 前項の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (費用)

第6条 センターは、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用は、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費については、センター職員の規程に定めるところに準じて支給する。

3 常勤役員が職務のため旅行したときは、センター職員の規程に定めるところに準じて支給する。

### (臨時の緊急措置)

第7条 常勤役員が役員としての責任を取ることが妥当とする状況があった場合は、理事

会の決議によって、報酬の減額又は支給停止の措置をとることができる。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 平成22年4月1日に施行された「常勤役員の報酬及び費用弁償等に関する規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年6月25日（平成26年度定時評議員会決議日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

役職等	報酬月額
専務理事	50万円

別表第2 非常勤役員等の報酬

役職等	報酬
理事	理事会、評議員会等に出席の都度、
監事	謝金として1人一律5千円
評議員	